

## 平成 24 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画の概要

### 第 1. 証券検査基本方針

#### 1. 基本的考え方

##### (1) 証券検査の役割

- ・法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、証券監視委は、その有する権限、人材、能力を結集して今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていくことが必要。

##### (2) 検査対象先の多様化・増加

- ・証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加。金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化。信用格付業者への公的規制の導入・強化により、平成 22 年 4 月から検査の対象。さらに、無登録業者にも対応。

##### (3) 検証分野の拡張等

- ・証券会社グループの検査において、グループ全体の財務の健全性や経営危機を予防する観点からの内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証。
- ・昨年度の検査において、企業年金の資産運用を受託し、投資一任業を行っていた投資運用業者が、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠ぺいしながら営業を続けた問題が明らかになったことから、投資一任業者について、金融庁による一斉調査の結果等を踏まえ、集中的な検査を実施。
- ・適格機関投資家等特例業務届出者については、裁判所への禁止命令等の申立てに至った悪質な事例が認められたことから、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てやそのための調査の権限を適切に活用。

##### (4) 検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

- ・検査対象業者が多様化・増加し、検証分野が拡張。検査体制は充実・強化が図られてきたものの、厳しい行財政事情の中、検査を実施した業者数（カバレッジ）が低水準。
- ・個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場での位置付け、抱えている問題点等を総合的に勘案し、リスク・ベースで選定。
- ・今後の検査実施の優先度の判断には、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高めること、これらの情報の収集・分析能力を強化していくことが必要。

#### 2. 検査実施方針

##### (1) 検査対象先の特性に応じた重点検証事項

## **業態その他の特性に着目した検証**

- イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証
  - ロ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証
  - ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証
  - 二. 投資勧誘の状況に係る検証
  - ホ. 投資運用業者等の業務の適切性及び法令遵守に係る検証
    - ・金融庁による投資一任業者に対する一斉調査の結果等を踏まえ、監督部局とも連携し、集中的な検査を実施。  
併せて、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することとし、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口（年金運用ホットライン）を開設し、年金運用の専門家を配置して、積極的かつ質の高い分析を行い、検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点に反映。
  - ヘ. 信用格付業者の業務管理態勢の検証
  - ト. ファンド業者の法令遵守状況の検証
  - チ. 投資助言・代理業者の法令遵守状況の検証
  - リ. 自主規制機関の機能発揮のための検証
  - ヌ. 無登録業者に対する対応
- 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証**
- イ. 内部管理態勢等に係る検証
  - ロ. システムリスク管理態勢に係る検証
  - ハ. 財務の健全性等に関する検証
    - ・これまでの検査事例を踏まえ、顧客資産の分別管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について重点的に検証。

## **(2) 効率的・効果的で実効性ある検査に向けた取組み**

### **業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断**

- イ. 継続的に検証を行う対象  
第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者及び信用格付業者
- ロ. 隨時検査を行う対象  
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等
- ハ. 無登録業者

### **実効性のある検査の実施**

- イ. 予告検査の実施
- ロ. 双方向の対話の充実
- ハ. 検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処
  - ・検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為に対して厳正に対処。

### **金融庁・財務局等との連携強化等**

## 第2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者等及び信用格付業者	150社（うち財務局等が行うもの110社）<投資一任業者に対する集中的な検査を含む。>
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

（注）上記の計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により、変更があり得る。